

蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る
市民懇談会の会議の傍聴にかかる取り決め（案）

（目的）

- 1 蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る市民懇談会（以下「懇談会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴人の数）

- 2 傍聴人の数は、会議を円滑に進行するため、懇談会の会長（以下「会長」という。）が適宜定める。

（傍聴の手続き）

- 3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に住所、氏名等を記入のうえ、会長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。
傍聴券は、会議開始予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が、会長の定めた数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

（傍聴席に入ることができない者）

- 4 会議を妨害するおそれがあると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

（傍聴人の守るべき事項）

- 5 傍聴人は、傍聴席において、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

（写真、映画等の撮影、録音等の禁止）

- 6 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音してはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

（傍聴人の退場）

- 7 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（会議資料の提供の取り扱い）

- 8 会議に提出した資料については、傍聴人に対して会議中閲覧させることができる。

（委任）

- 9 その他傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮り定める。